

亀山市待機児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

### 亀山市待機児童館条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市待機児童館条例施行規則（平成23年亀山市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「亀山市保育の実施に関する規則（平成17年亀山市規則第53号）第2条の規定により提出した保育所入所申込書」を「亀山市保育の利用に関する規則（平成27年亀山市規則第7号）第3条第1項の規定により提出した保育所等利用申込書」に改め、同項第2号中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、同条第2項中「亀山市保育の実施に関する規則第2条の規定による入所」を「亀山市保育の利用に関する規則第3条第1項の規定による利用」に改める。

第4条第2項中「保育の実施」を「保育の利用」に、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

様式第1号中「亀山市保育の実施に関する規則（平成17年亀山市規則第53号）第2条の規定により提出した保育所入所申込書」を「亀山市保育の利用に関する規則（平成27年亀山市規則第7号）第3条第1項の規定により提出した保育所等利用申込書」に、「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「亀山市保育の実施に関する規則第2条」を「亀山市保育の利用に関する規則第3条第1項」に改める。

様式第7号中

「

前年分 所得税額
-------------

を

「

民分当 税市該 町年 村度	均 等 割 額
------------------------	------------------

に改める

前年度分 固定資産 税額
--------------------

」

	所得 割額
--	----------

」

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。